

# 明日の魅力ある訪問介護

～今後も在宅の高齢者が安心して  
生活できるために～

## 提 言 書

北海道ホームヘルプサービス協議会

介護保険制度が導入されてから24年目となりこの間、制度改正、社会情勢、急速な高齢化の進行などに伴い、訪問介護事業を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。

北海道ホームヘルプサービス協議会では、平成20年より報酬改定・制度改正が訪問介護事業所の経営やホームヘルパーの処遇にもたらす影響を把握するため、道内訪問介護事業所を対象とした実態調査を定期的実施し、そこから得られた現場からの課題、要望を提言書として国に対し訴えてまいりました。

令和3年度経営実態調査では、「事業実態、人材に関する課題、加算取得に関する課題、地域包括ケアシステムでの訪問介護の課題」を柱に調査を実施し、その結果を本提言書「明日の魅力ある訪問介護 ～今後も在宅の高齢者が安心して生活できるために～」としてまとめました。

訪問介護事業は在宅介護を必要とする高齢者の生活を支え、維持すること、また自立への意欲を高めることに有効なサービスであり、わが国にとって必須な社会サービスであることは明らかです。特にホームヘルパーの専門性を生かした介護予防、自立支援の観点からのケアの構築は地域包括ケアシステムを推進するうえで訪問介護の役割として必須と考えます。

訪問介護事業が今後も地域に根ざし、高齢者の尊厳と在宅生活を支え続けるため、本提言にお力添えをいただきたくお願い申し上げます。

つきましては、令和6年4月の報酬改定に向けて、別記事項の実現について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

北海道ホームヘルプサービス協議会  
会 長 佐々木 薫

## 提言1 魅力ある訪問介護にするために

### 人材不足解消に向けて全世代へのアプローチ

事業所の入職者、離職者、復職者数の調査（報告書P. 11）において、入職者数は40歳～60歳代が1事業所平均で年間約0.67人。10歳～30歳代で1事業所平均約0.1人である。この世代の空洞化が進行すれば訪問介護は担い手がおらず、消えてゆくことも危惧される。また親の介護に関わる世代の離職防止も念頭に、全世代にとって「魅力ある職業」となる取り組みを提案する。

#### (1) 小学生から20歳代までのアプローチ

##### なりたい職業への環境整備

将来なりたい職業への芽生えの時期から学校教育において訪問介護に対する理解の促進を図るために、下記の取組みを提案する。

- ・小中学校の学習指導要領における職場見学や職場体験において訪問介護を題材とすること
- ・教員介護等体験事業における受入先に訪問介護事業所を追加
- ・介護福祉士養成課程における必修科目に訪問介護を学ぶ科目を追加

#### (2) 20歳代以上へのアプローチ

##### 就職のための条件整備

訪問介護従事者の稼働時間に配偶者控除が与える影響についての調査（別添報告書P. 21）においては、配偶者控除のあり方が訪問介護従事者の稼働を制限している結果となっている。その他、子育て世代や親の介護世代でも訪問介護に従事しやすい環境を整えるため、下記の改善案を提案する。

- ・訪問介護従事者における所得税法上の配偶者控除基準の引き上げ
- ・保育所入所基準の加点要件に訪問介護従事者を追加
- ・介護老人福祉施設入所基準の加点要件に訪問介護従事者を追加
- ・訪問介護従事者就職奨励金制度の創設

### (3) 全世代に向けてのアプローチ

#### 訪問介護のイメージの改善

訪問介護員のイメージを明るくするために、手軽に接することができるユーチューブ、SNSなど情報媒体の積極的な活用を、下記のとおり提案する。

- ・ 訪問介護員インタビューのバトンリレー企画
- ・ 訪問介護に関する研修会などを通じて受講生の声や現場の声、訪問介護員に対する期待などを短編のドキュメンタリータッチで継続して企画
- ・ 訪問介護員をキャラクター化したアニメ動画の配信

### (4) 訪問介護の基本報酬の引き上げ

令和3年度の介護報酬改定では、全体でプラス改定となったが、訪問介護の基本報酬は1～2単位の引き上げにとどまり、微増の収益しか望めない状況にある。また、介護保険制度に関する市町村や国への要望についての調査（別添報告書P. 63）において、基本報酬の引き上げを望む意見があったことから、下記のとおり提案する。

- ・ 今後、一定のサービスの質や労働環境を確保できる安定した経営を行い、高齢者等の在宅生活を支える持続可能な訪問介護となるために、次回の報酬改定では、介護報酬の加算を増やすだけでなく、基本報酬の引き上げを提案する

## 提言2 次期介護報酬改定に向けた提言

### 地域包括ケアシステムでの加算の創設

訪問介護におけるアウトカム評価に関する調査（別添報告書P. 54）においては、褥瘡の発生防止や体重の減少防止、認知症状の改善などの生活機能向上に関する各種評価が訪問介護事業所で可能であるという結果になった。令和3年度の介護報酬改定の際に創設された「科学的介護推進体制加算」において訪問介護は除外されたが、今回の調査結果に基づき次回の介護報酬改定には訪問介護事業所もこの加算が取得できるよう提案するとともに、併せて看取りや医療ニーズに関する新規の加算の創設、既存の加算の要件の見直しや、手続きの簡素化についても、下記のとおり提案する。

- ・ 科学的介護推進体制加算（訪問介護）の創設
- ・ 特別養護老人ホーム等に算定されている看取り加算（看取り時）の創設
- ・ 訪問看護サービス等で算定されている特別管理加算（喀痰吸引、経管栄養、胃ろう）創設
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方へのサービス提供に対する認知症ケア対応加算の創設
- ・ 緊急時訪問介護加算の要件である「居宅サービス計画に位置付けられていないこと」を見直し、「緊急時」であることを要件とする
- ・ 加算にかかる事務手続きの簡素化